

鹿角市文化の杜交流館 管理運営計画



平成26年3月

鹿 角 市

目 次

はじめに	1
I 施設の基本的な考え方	2
II 施設の概要	3
1. 施設の概要	
2. 施設の特徴	
III 管理運営の基本方針	8
1. 管理運営基本方針	
IV 組織運営計画	9
1. 管理運営体制に関する基本方針	
2. 管理運営主体	
3. 市民参加の推進	
V 事業計画	12
1. 連携事業	
2. 文化ホール	
3. 市民センター	
4. 子育て支援施設	
5. 図書館	
VI 施設管理計画	17
1. 休館日、開館時間及び利用時間	
2. 施設の利用方法	
3. 駐車場の利用	
4. 施設の安全管理	
5. 災害時避難所管理	
VII 広報計画	24
1. 広報計画の基本的な考え方	
2. 広報の方法	
VIII 収支計画	25
1. 収支計画の基本な考え方	
IX 計画の推進体制	26
1. 推進体制	
2. 進行管理	

はじめに

鹿角市では、鹿角組合病院移転新築事業により中心市街地の空洞化が懸念されたことから、平成２０年度に中心市街地のまちづくりの将来像と方向性を定める「鹿角市まちづくりビジョン」を策定しました。

この中では、中心市街地における拠点の位置付けと機能分担を整理し、約１．５haの病院跡地地区を文化交流の拠点と位置付け、「図書館機能」、「文化創造機能」、「活動支援機能」、「交流創出機能」を基本的機能とする複合施設、（仮称）学習文化交流施設の整備を利活用方針として定めました。

平成２１年度には「（仮称）学習文化交流施設基本計画」を策定し、図書館、文化ホール、市民センター、子育て支援施設、交流広場で構成する公共施設として整備していくことにしました。

この基本計画の策定を経て、平成２３年７月からは基本設計に着手し、市民ワークショップを通じて検討された市民の意見や提案を取り入れながら、より具体的な施設整備計画に関する検討を行い、基本設計を策定しました。その後、平成２４年２月からは実施設計に着手、同年８月に完成し、平成２６年１２月の竣工を目指して現在建設工事に着手しています。

また、平成２２年度から、より広く市民意見を反映させることを目的として、学識経験者や各地域づくり協議会等、市民団体の代表者、生涯学習の関係者、一般公募市民などから参加いただいた、市民ワークショップ「みんなで文化交流の杜をつくる会」において、利用者の視点からの要望や施設整備の内容、管理運営の方向性などについて意見交換を行ってきました。

平成２４年４月には（仮称）学習文化交流施設管理運営検討委員会（以下「検討委員会」とする。）を設置し、管理運営の指針の策定に向けた協議を重ね、検討委員会での意見や市民ワークショップで行われた検討を踏まえた、施設の基本的な管理運営の考え方を示す「（仮称）学習文化交流施設管理運営基本計画」を平成２５年３月に策定したところです。

また、同時に施設の正式名称を「鹿角市文化の杜交流館」とし、愛称を市民の皆様から募集した２０７点の中から選考し、「コモッセ」と決めました。

さらに、この管理運営基本計画に基づいた具体的な管理運営方法について、検討委員会での協議を進めながら、市民ワークショップにおいては、市民参加の視点から、市民による自主事業の実施に向けた検討を進めてきました。

本計画は、これまでの検討の結果から、施設の管理運営方法を示す「文化の杜交流館管理運営計画」として定めるものです。

I 施設の基本的な考え方

平成22年3月に策定した「(仮称)学習文化交流施設基本計画」の中で、施設の基本理念、基本方針、構成施設の方針及び機能を示しています。

1. 基本理念

つどう ふれあう にぎわう 文化交流の^{もり}杜

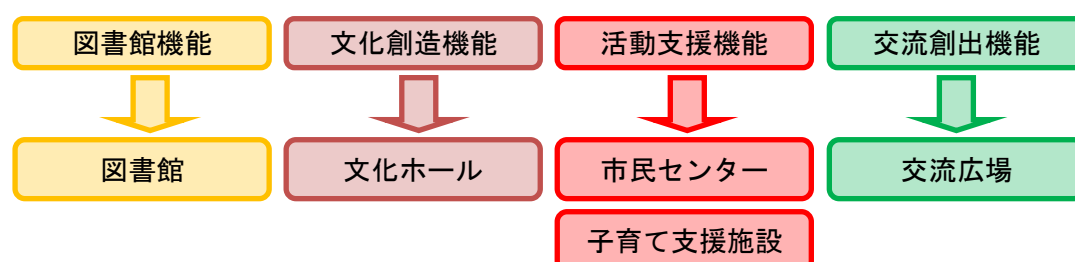
つ　ど　う	生活、学習、文化など多様な活動目的と憩いの場として、子どもから高齢者まで多くの市民が世代を超えて気軽に集うことができる施設にします。
ふ　れ　あ　う	新しい芸術文化、多くの情報、固有の地域資源にふれるとともに、様々な活動や体験を通して、多くの市民や団体が世代や分野を超えて相互に連携・交流しながら、ふれあうことができる施設にします。
に　ぎ　わ　う	人・もの・情報が集まり、相互の連携・交流のなかで新たな出会いとふれあいが創造されることにより、活気と賑わいが生まれる施設にします。
文化交流の ^{もり} 杜	ここでいう「杜」 ^{もり} とは、自然の森を意味するのではなく、市民が生活や文化活動を営む上で心の拠り所として、身近な「杜」 ^{もり} 、人の手で守っていく「杜」 ^{もり} 、にぎわいのある「杜」 ^{もり} という意味を込めています。文化交流の拠点として、地域社会を支え、地域の活性化に寄与することを目指します。

2. 基本方針

子どもから高齢者まで多くの市民が集い、学習活動や文化活動、市民活動、子育て活動など様々な活動を通し、交流・連携・ふれあいを深め、市民の一体感を醸成するとともに、地域の新たな活力の創造と、まちづくりを支えるひとづくりの拠点とします。

3. 施設構成

施設は、図書館機能・文化創造機能・活動支援機能・交流創出機能を有する複合施設とします。



Ⅱ 施設の概要

1. 施設の概要

(1) 名 称 鹿角市文化の杜交流館

(2) 愛 称 コモッセ

(3) ロゴマーク



鹿角市のローマ字頭文字である「K」をモチーフに、文化交流の杜でつどい、ふれあい、にぎわう人々の姿がデザインされています

(4) 所在地 秋田県鹿角市花輪字八正寺地内

(5) 概 要 敷地面積 14,583.98 m²

用 途 複合施設

(文化ホール、市民センター、子育て支援施設、図書館)

構 造 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)

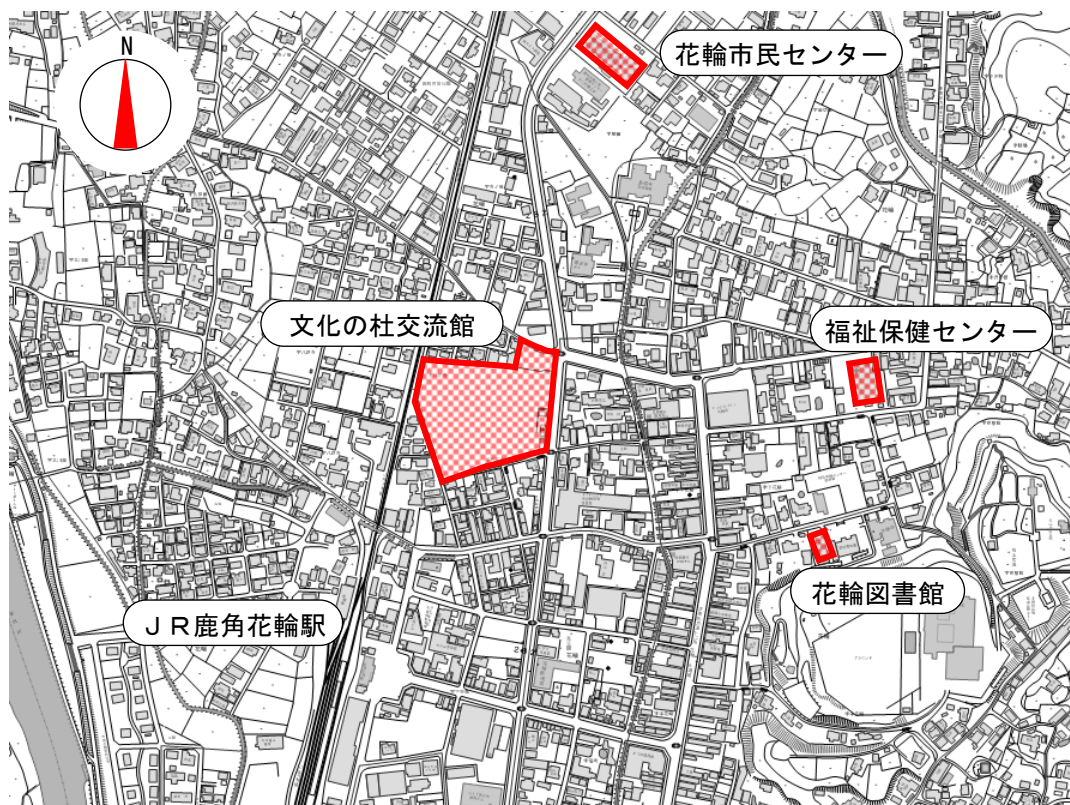
規 模 地上3階建

延床面積 7,172.29 m²

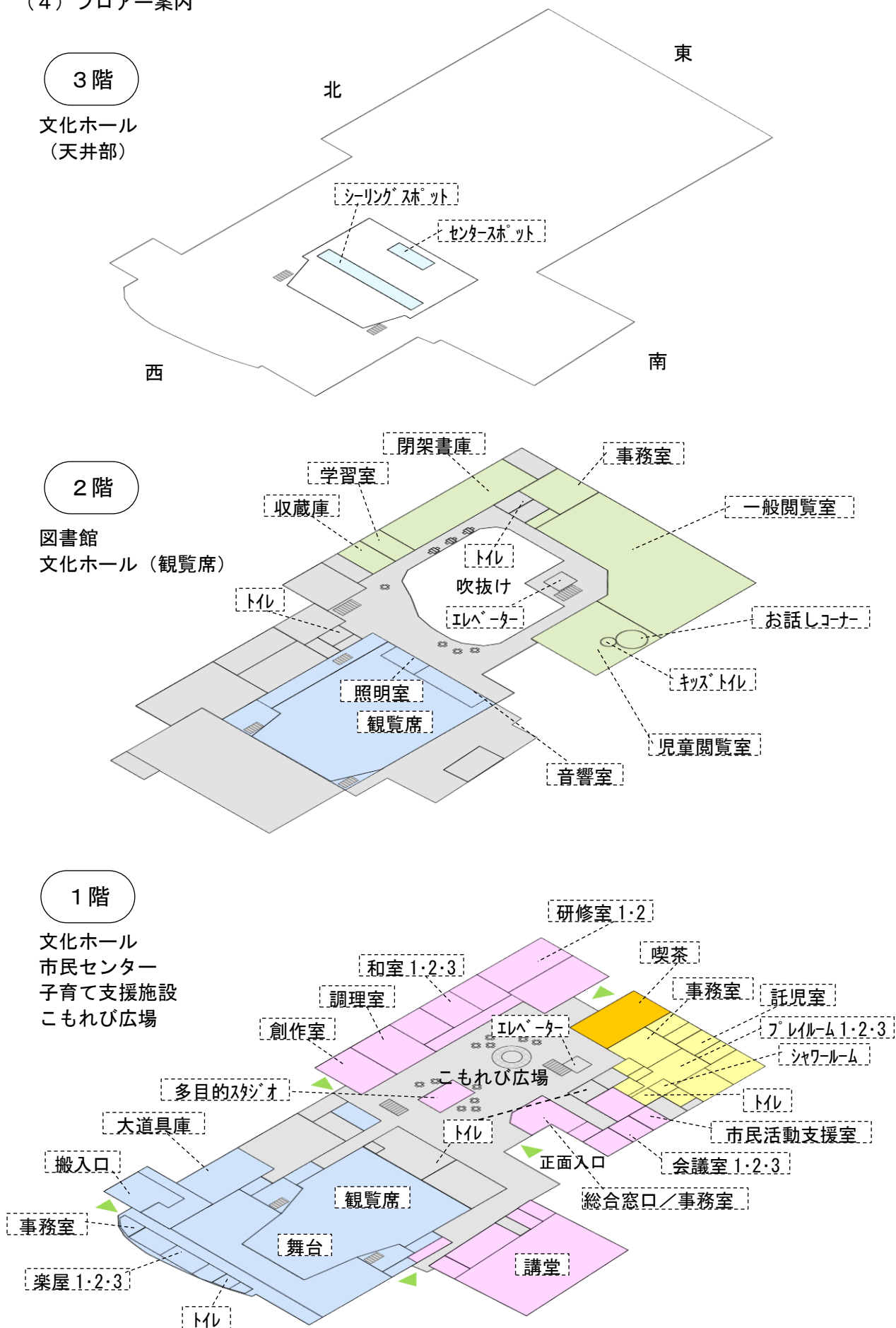
駐車台数 191台、大型バス1台、駐輪場60台

交通アクセス JR鹿角花輪駅から徒歩約5分

(6) 位置図



(4) フローア案内



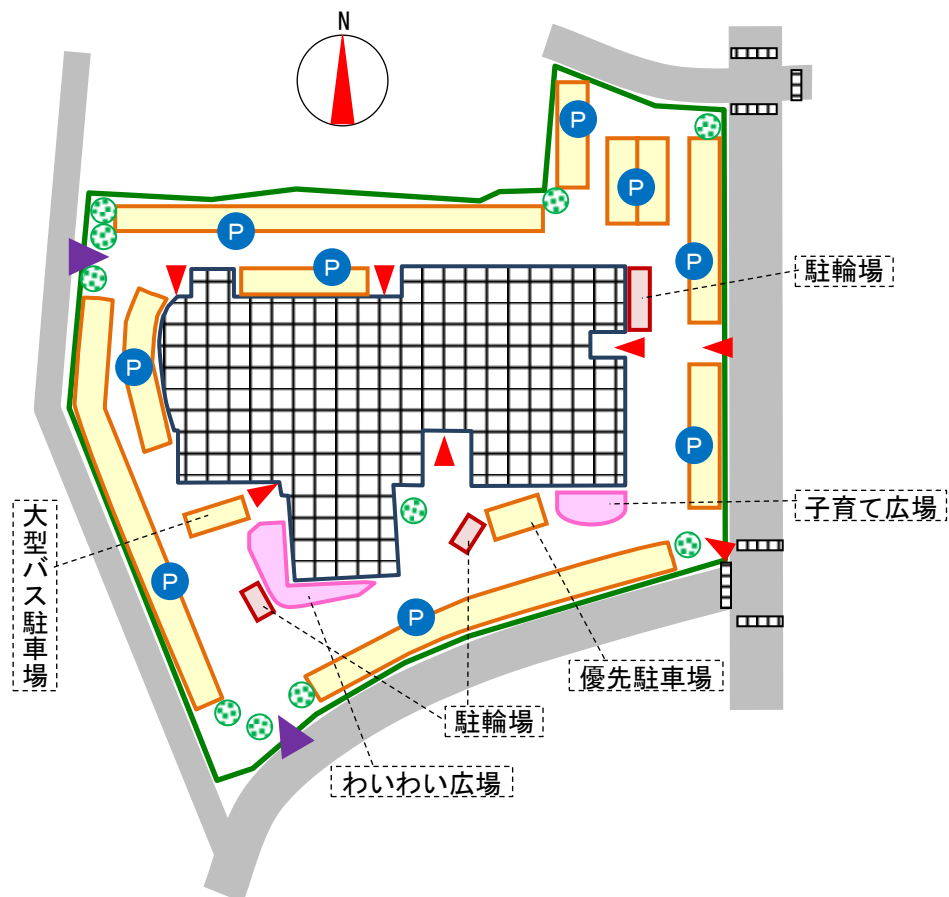
(5) 外構図

子育て広場

わいわい広場

駐車場、大型バス駐車場、優先駐車場（融雪設備有）

駐輪場



2. 施設の特徴

(1) 市民の交流空間

誰もが通り抜けできるこもれび広場を中心に複合施設のさまざまな活動の様子が感じられ、街に賑わいを発信するとともに、新たな市民の交流空間をつくります。



(2) 利用しやすい配置

敷地の中央に施設を配置し、出入り口を東西南北の各方向に設け、どの方向からも施設に入り易いようにしています。また、駐車場も施設を取り巻くように配置し、どの位置に駐車しても近い入口から施設に入れるようにしています。

(3) 人にやさしい環境

車いす対応のエレベーターや1階、2階への多目的トイレの設置の他、授乳室やキッ

ズトイレを設置し、人にやさしい環境を提供します。

また、木をイメージしたエコツリーにより、自然の力を利用した換気、採光、熱だまりの解消を行うことで居心地の良い環境をつくれます。

（４）自然エネルギーの利用

屋上には太陽光パネルを設置する他、地中熱を利用した空調用熱源システムや雨水の貯水槽処理による利用など自然エネルギーを積極的に採用しています。

（５）災害時の避難所機能

災害の発生時には地域の避難所としての機能を有しています。非常用のバックアップ電源の供給や緊急生活物資の備蓄など避難者の受け入れに対応します。



（６）文化ホール（１・２階）

木に囲まれた空間をイメージし、ゆったりできる環境の中で、どの席からもよく見える環境を確保した、音楽や演劇の他、各種大会や式典にも適した多目的ホールです。

舞台は、音響反射板などの音響設備や本格的な演劇にも対応できるように、美術バトンや照明等の舞台装置も用意しました。



（７）市民センター（１階）

講堂はセミナーや発表会に利用できる他、外部に面する三方のサッシュ面は、全開放できるようにして、外部との一体的な利用に対応します。その他にも会議室、和室、研修室、調理室、創作室と多様な機能を配置し、市民活動の拠点としての活用を図ります。

(8) 子育て支援施設（1階）

子育て支援のための地域拠点施設です。子どもが転んでも怪我をしない床素材の使用やお母さん達が集まって談笑できる休憩スペースでは、子供が活動する姿を見ながら交流できるなど安心して利用ができます。その他、屋外には専用の広場を設け、四季折々の多様な遊びができます。

(9) 図書館（2階）

中心に円形カウンターを配置し、一般閲覧室の窓側には閲覧コーナーを設け、明るい環境で読書ができるようにしています。

また、児童閲覧室と一般閲覧室の間をガラスで仕切り、遮音性を高めながらも見通しの良い空間としています。児童閲覧室内にはキッズトイレやお話コーナーを設け、子どもたちが楽しく本と触れ合える環境を提供します。

(10) こもれび広場

多目的スタジオによる情報発信やメディアコーナー、展示スペースを設け、施設全体のロビー機能としての情報提供を行います。

施 設	内 容
文化ホール	舞台、観覧席（車イス含む）、練習室、楽屋、大道具庫、ピアノ庫、舞台倉庫、搬入口
市民センター	講堂、会議室１・２・３、研修室１・２、創作室、和室１・２・３、調理室、市民活動支援室
子育て支援施設	プレイルーム１・２・３、授乳室、昼寝室、面談室、シャワールーム、トイレ、子育て広場（屋外）
図書館	一般閲覧室、児童閲覧室、学習室、朗読室、収蔵庫、閉架書庫
こもれび広場	多目的スタジオ、展示ギャラリー・ケース、エレベーター、２階回廊、トイレ（多目的トイレ含む）
屋外	わいわい広場、駐車場（大型バス、優先駐車場含む）、駐輪場
その他	総合窓口、喫茶

Ⅲ 管理運営の基本方針

1. 管理運営基本方針

本施設は、文化ホール、市民センター、子育て支援施設、図書館、こもれび広場からなる複合施設であり、各施設がそれぞれの機能を発揮するとともに、密接に連携することで、その効果を最大限に発揮することを目指します。

また、「つどう ふれあう にぎわう 文化交流の杜」の基本理念に基づき、市民に親しまれ、誰もが気軽に利用・参加することによって、賑わいあふれる施設になることを目指します。

これらの点を重視しつつ、本施設の管理運営の目標像を明確にするため、5つの基本方針を掲げます。

基本方針1 ニーズに対応した効率的・効果的な管理運営

いつでも、だれでも、気軽に、便利に利用できるように、複合的な機能を持つ施設のメリットを最大限に生かした効率的な管理運営と、機能相互の連携による効果的なサービスの展開を目指します。

基本方針2 市民の誇りとなる文化の継承と創造

地域固有の文化資源、民俗芸能にふれあい、地域の良さに誇りを持つことで次世代への継承を図るとともに、新たな芸術文化鑑賞機会の提供や多様な文化活動の展開を通して、地域文化の創造と地域の魅力の発信を目指します。

基本方針3 多様な活動や交流の促進による賑わいの創出

多様な活動や交流機会を媒介として、子どもから高齢者まで多くの人々が集い、出会い、交流することにより、賑わいを創出し、地域活性化の活力を生み出すことを目指します。

基本方針4 市民参加の推進による地域社会を支える人材の育成

運営や事業等の企画と実践への市民参画を推進し、そのプロセスを通じて地域社会を支える人づくりを進めます。

基本方針5 多様な情報の集積と有効活用

情報の収集と発信の拠点として、学習活動や文化活動など市民の生活やまちづくりに役立つ多様な情報を集積し、有効活用を図るとともに、市民が必要とする情報ニーズに対応した運営の展開を目指します。

IV 組織運営計画

1. 管理運営体制に関する基本方針

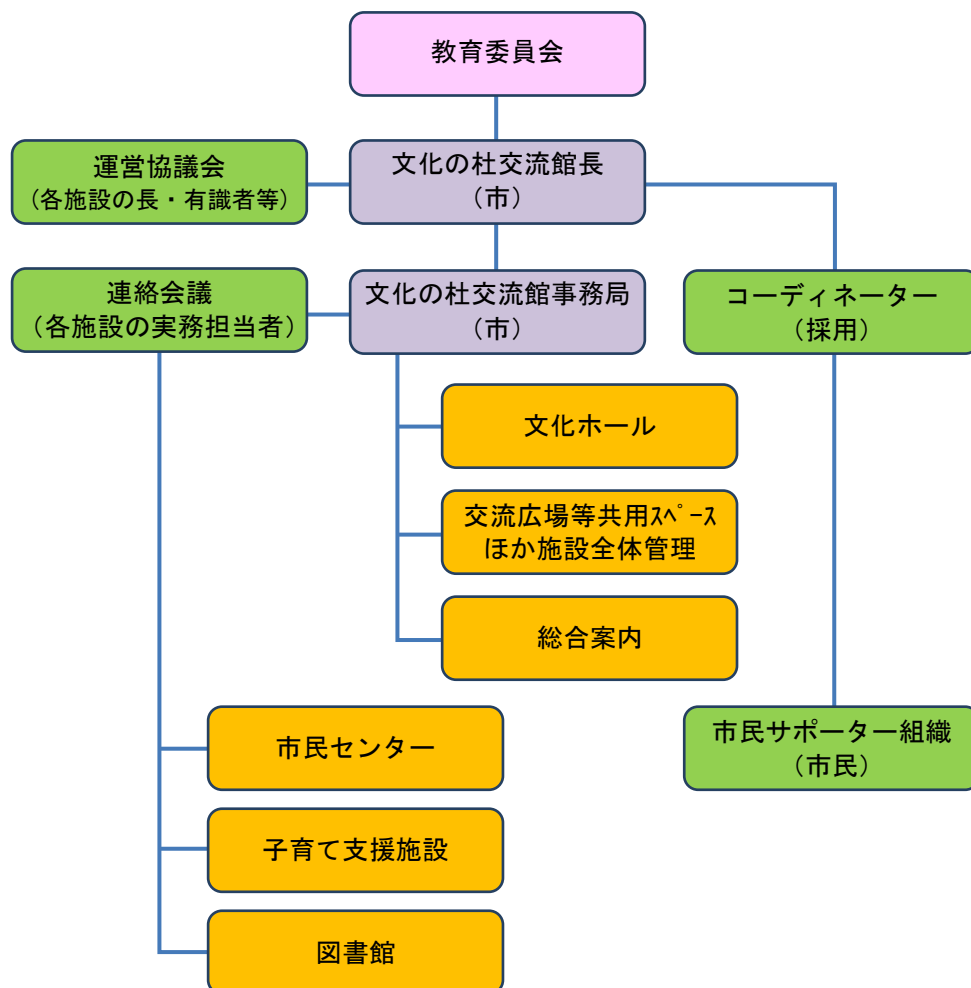
施設全体の管理は、市が主体となって行います。

機能施設ごとの管理運営体制については、共動の理念に基づき、既存の体制を踏まえ、関係団体と連携を図りながら、利用者ニーズへの対応、効率的な運営体制を構築していくものとします。

具体的には、管理運営に関わる全体調整や機能間連携を図るために、各施設の管理運営団体の代表者のほか、施設の利用者等で構成する運営協議会を設置するとともに、日常的にスタッフ間の連携と情報共有を図るため、定期的に連絡会議を開催します。

また、施設の運営や事業、活動に多くの市民が参加し、市民とともに文化交流の拠点としての機能を創り上げていくために、ワークショップでの提案を踏まえ、市民による運営サポート組織を設置するほか、ボランティア団体育成と活動の基盤づくりを進めます。

(1) 運営体制図



（２）運営協議会

学識経験者を含む現在の管理運営検討委員会を中心に、各施設の管理者を加えたメンバーで構成します。管理運営への意見や地域活性化のためのアイデアなど意見や提案を行うとともに、市民参加や利活用を高める手法などについて協議・検討を行い、施設全体の事業評価やアドバイス機能を有します。

（３）館長

施設全体の管理運営責任者として、統括します。

（４）コーディネーター

館長をサポートし、複合施設の特徴を生かした連携事業の企画調整や施設全体の管理運営の調整、市民サポーター組織の運営支援のほか、文化ホールのプロデューサーとして、事業計画、運用管理を行います。

（５）連絡会議

各施設の管理運営団体の事務局長等、実務代表者で構成し、日々の業務を行うために、施設全体の運営に係わる事項（スケジュール管理・調整、適切な管理、共通課題等）について連絡調整を行います。

（６）市民サポーター組織

市民参加型の取り組みを推進する組織として、施設を活用した市民提案事業の企画、実施主体となります。

２．管理運営主体

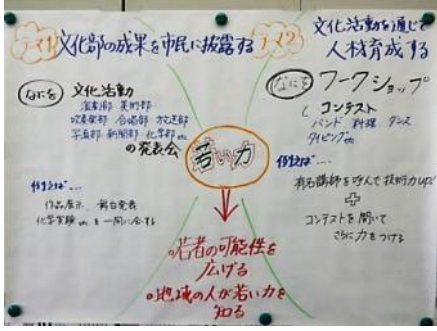
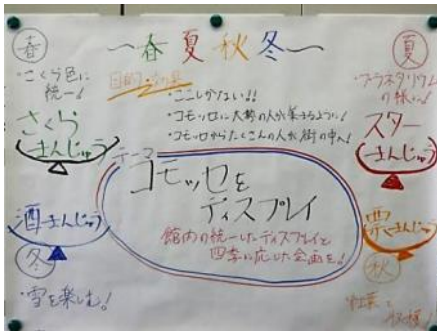
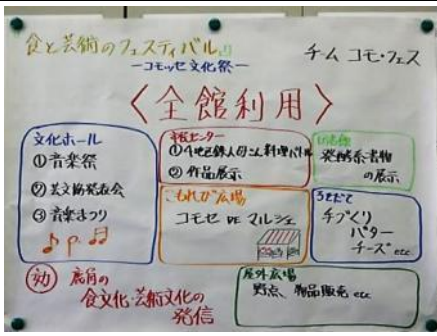
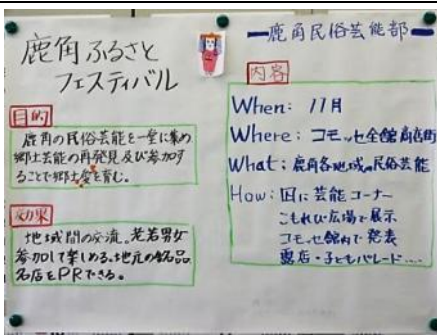
施設の管理運営については、以下の管理形態を基本として検討し、効率的かつ効果的な運営体制を構築します。

機能施設	形 態	主 体	備 考
全体管理	直営	市	
文化ホール	直営	市	舞台装置等一部委託
市民センター	指定管理者	花輪地域づくり協議会	既存
子育て支援施設	指定管理者	鹿角市子ども未来事業団	既存
図書館	指定管理者	図書館運営事業者	新規

３．市民参加の推進

市民ワークショップ「みんなで文化交流の杜をつくる会」では、コモッセを利用したさまざまな企画アイデアが提案されました。今後、市民サポーター組織では、これら提案されたアイデアの実現に向けて、より多くの市民の参加を呼びかけながら、取組みを進めていきます。

◆市民ワークショップで提案された企画

	チーム	企画テーマ	内容
若い力		①文化部の成果を市民に披露する ②文化活動を通じて人材育成する	①文化活動の発表会 （作品展示、舞台発表） ②ワークショップ、コンテスト
春夏秋冬		コモッセをディスプレイ	館内の統一したディスプレイと四季に応じた企画 春) さくら色 夏) プラネタリウム 秋) 紅葉と収穫 冬) 雪を楽しむ
コモ・フェス		食と芸術のフェスティバル	全館を利用 （音楽祭、発表会、作品展示、教室、マルシェ、物品販売など） ↓ 鹿角の食文化・芸術文化の発信
鹿角民俗芸能部		鹿角ふるさとフェスティバル	鹿角の民俗芸能を一堂に集め、郷土芸能の再発見及び参加することによって郷土愛を育む
街×コモッセ		コモッセ・サポーター事業	商店街のイベントに合わせて、各施設（機能）で独自企画を実施 コモッセ友の会 （コモッセカード発行、情報誌発行、独自サービス〈会員優待〉提供）

V 事業計画

1. 連携事業

(1) 基本方針

複合施設として、それぞれの施設の相互連携や補完により、集客性や創造性をさらに高め、利用者同士の”つながり”をも生み出すような一体的かつ総合的な事業を推進します。

(2) 重点目標

①施設の相互連携

各施設が積極的に連携し、全館を利用した複合型イベントの実施など、相乗効果が発揮できる事業展開を図ります。

②文化交流の拠点づくり

市民の芸術文化の創造活動や生涯学習を促進する交流拠点として、地域の新たな魅力とイメージを形成し、地域の活性化を図ります。

また、地域活動との連携や地域資源の活用を通して、歴史や文化、まちの魅力を継承していく事業を実施します。

③市民が参加する仕掛けづくり

テーマに一貫性と関連性を持たせ、単独の事業を通して得た経験や知識を事業全体でつなぎ、さらに広げ、深めるような仕掛けを行い、事業で得た感動や刺激から、様々な楽しみ方を見つけることができるような企画を展開します。

④中心市街地の賑わいづくり

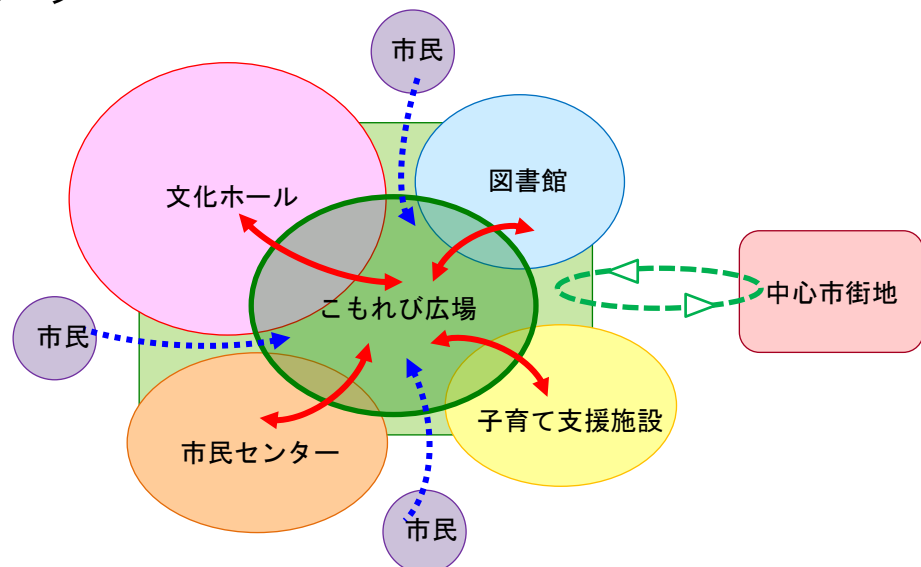
中心市街地の賑わいの創出と地域活性化のために、周辺の商店街や商工関係団体と連携して協賛事業やタイアップイベントなどを展開することで、周辺地域への回遊の促進による波及効果を高めます。

◆相互連携により期待される効果例

相互連携		効果
図書館 地域の歴史と伝統文化の学習活動	文化ホール 地域の伝統芸能活動の発表	・ 地域の伝統芸能活動の活性化 ・ 地域の伝統芸能の継承
図書館 地域文化の資料収集・蓄積・提供	市民センター 地域の特色を生かした学習機会の充実	・ 地域の特色、資源の活用 ・ 図書館資料の一層の活用 ・ 新たな地域文化の創造
図書館 児童図書整備、読み聞かせ	子育て支援施設 子どもの学習活動支援	・ 幼少期における学習環境の充実
文化ホール	市民センター	・ 市民の芸術文化活動の活性化

市民の芸術文化活動の発表	市民の芸術文化活動	・ 団体活動支援
文化ホール ホールイベントの開催	子育て支援施設 イベントに合わせた託児受入れ	・ 子育て世代のイベントへの参加 ・ 子育て世代の活動支援
市民センター 地域づくりや生涯学習活動	子育て支援施設 活動に合わせた託児受入れ	・ 子育て世代の生涯学習活動への参加 ・ 子育て世代の活動支援 ・ 多世代交流
こもれび広場 市民が気軽に立ち寄る憩いの場	文化ホール、市民センター、子育て支援施設、図書館 各種イベント、講座、市民活動	・ 市民交流の拡大 ・ こもれび広場を核とした情報発信、情報共有

◆連携イメージ



2. 文化ホール

(1) 基本方針

文化ホールは、歴史と伝統に培われた文化の継承、新たな芸術文化の創造への挑戦、自由に学び自らを高める活動などを支援する役割を担い、市民の多彩な文化・芸術活動の発表や、市民に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供します。

(2) 重点目標

①地域固有の文化資源、民俗芸能とのふれあい

地域固有の郷土芸能や伝統文化にふれあう機会を創出することにより、歴史と伝統に培われた文化の継承を図るとともに、地域の個性を尊重する心と郷土への愛着心を育みます。

②新たな芸術文化鑑賞機会の提供

音楽に適した音響性能を備えたホールの特徴を最大限に生かし、音楽コンサートなど、優れた音楽の鑑賞機会を提供します。

また、演劇、舞踊、講演会、式典等にも対応する多目的ホールとして、多彩な芸術文化公演の鑑賞機会を提供します。

③多様な芸術文化活動の支援

市民の芸術文化の創造活動と、出会いや交流の場となるような文化・芸術の発表機会を提供します。

また、学校単位の吹奏楽や演劇など公演会や大会に向けた練習の場として活発に利用されることにより、レベルアップや活動の一層の盛り上げを図るとともに、将来に向けた人材の育成を支援します。



3. 市民センター

(1) 基本方針

市民センターは、ふれあいのある心豊かな地域社会を実現するため、地域住民・団体と連携・協力して、地域課題に対応した学習機会の充実に努めるとともに、地域における住民の交流及び自発的な地域づくり活動の拠点となる市民センター活動を展開します。

(2) 重点目標

①住民自治に基づく地域づくり活動の促進

地域課題の把握とその解決に向けた住民の取り組みと、地域の特色・資源の活用や新たな地域文化の創造を促進します。

②生涯学習社会における社会教育の推進

地域の特色を生かした学習の機会や青年、成年、高壮年など生涯各期における学習機会を提供します。

また、社会の変化に対応した実践型の学習や自主的な学習活動、芸術文化活動を支援する他、市民が進んでスポーツに親しむ機会（生涯スポーツ）を充実します。

③効果的・効率的な市民センターの運営

市民センター相互・各地域づくり協議会等の連絡調整により、均衡ある地域活性化に配慮します。

また、施設運営に利用者の声を生かすとともに、快適な利用環境の維持に努めます。



4. 子育て支援施設

(1) 基本方針

子育て支援施設は、子育て家庭に対する支援活動の企画・調整・実施、子育てサークル等への支援、地域の子育て家庭の育児の支援など、地域全体で子育てを支援する基盤を形成するとともに、子育て家庭における多様な託児ニーズに対応し、仕事と育児の両立を支えながら、子どもを育てながら安心して働くことができる環境づくりを支援します。

(2) 重点目標

①多様な託児ニーズへの対応

予約なしでも必要な時に預けることができる常設の託児所の開設や、家庭などへのサポーター派遣によって、育児と仕事、介護などの両立を支援します。

また、休日に仕事や行事で保育することができない家庭に対応した、休日保育を実施する他、文化ホールや市民センターなど施設で開催されるイベントに合わせた託児サービスを提供することにより、芸術文化の鑑賞や生涯学習活動への参加など子育て世代の多様な活動をサポートします。

②子どもの学習活動支援

図書館の資料や読み聞かせ活動などとの連携により、子どもの学習活動を支援し、子ども達の豊かな心を育みます。

③育児サークル活動支援

育児サークル活動や各種講座、イベントの開催により、子育て世代のリフレッシュや保護者同士の交流促進を支援します。

④育児支援

子育て家庭が安心して育児ができるように、育児不安などに対する相談指導を行う他、子育てに役立つ様々な情報を提供することにより、育児支援を行い、子育て環境の充実にサポートします。

また、地域全体で子育てを支援するために、ファミリーサポートセンターが「育児を応援してほしい人」と「育児を応援したい人」の橋渡し役となって育児を応援し合う会員組織の運営を行います。



5. 図書館

(1) 基本方針

図書館は、すべての市民が親しみやすく利用できる図書館サービスを心がけ、地域に密着した情報の拠点として、市民が求める「知識」や「情報」を得るために、資料の収集・蓄積・提供に努めるとともに、生涯学習の中核として、「つどい」「ふれあい」「にぎわい」の創出に貢献します。

(2) 重点目標

①地域文化の継承と産業育成の支援

地域文化の継承と産業育成のための資料の収集・蓄積・提供に努めます。

②レファレンス・サービスの充実

他の図書館や関連機関との連携を強化し、市民が求める生活情報・ビジネス情報・行政情報など、幅広い情報提供を行い、市民の課題解決を支援します。

③子どもたちの読書環境の充実

次代を担う子どもたちの創造力を養うために、学校やボランティア団体と連携し、子どもたちが読書に親しむ環境づくりに努めます。

④図書館サービスの向上

人と人、人とものを結ぶコミュニケーションの構築を目指し、積極的に図書館のＩＣＴ化を推進します。



VI 施設管理計画

施設管理においては、利用者には「利用のしやすさ（管理運営の柔軟性）」、管理者にとっては「管理のしやすさ」が重要であることから、両方のバランスに配慮し、柔軟な対応が可能な計画とします。

利用規則については、利用者の利便性を第一に考え、複合施設のメリットを生かしながら、既存施設等との連携にも配慮した規則となるよう定めます。

1. 休館日、開館時間及び利用時間

全館共通で年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を休館日とします。その他、各施設毎の休館日や施設利用の安全性を確保するための設備の点検日など必要に応じて臨時の休館日を設けます。

施設の開館時間は8時30分～22時までとします。利用時間については、利用者が行う準備や片付けの時間も含めた時間として示します。また、子育て支援施設では、文化ホールや市民センターなど館内イベントに合わせた時間帯の利用など柔軟な対応を可能とします。

区分	休館日	開館時間	利用時間	備 考
全館共通	年末年始	8:30～22:00	—	
文化ホール	毎週月曜日	—	9:00～22:00	
市民センター	—	—	9:00～22:00	
子育て支援施設	—	—	9:00～18:00	館内イベントに合わせ柔軟に対応
図書館	毎週月曜日	—	9:00～19:00	
こもれび広場一部貸出スペース	—	—	9:00～22:00	屋外含む
駐車場・駐輪場	—	—	8:30～22:00	

※この他、必要に応じて臨時の休館日を設けます。

（1）利用イメージ

	(時間)	8:30	9:00		18:00	19:00		22:00
文化の杜交流館	開館							閉館
こもれび広場一部貸スペース	×	準備	利用時間	片付け・退館				
文化ホール	×	入室・準備	利用時間	片付け・退室・退館				
市民センター	×	入室・準備	利用時間	片付け・退室・退館				
図書館	×	入室	利用時間	退室	×			
子育て支援施設	×	入室	利用時間	退室		館内イベントに対応可		
駐車場・駐輪場	(開場)		利用時間					(閉鎖)

2. 施設の利用方法

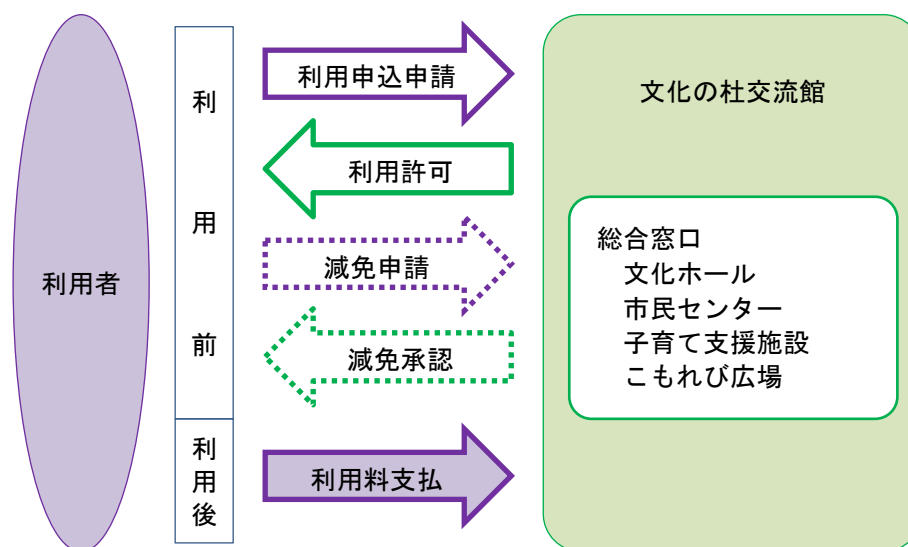
施設の利用は、事前の申し込みにより許可を得てから利用できます。

施設の利用料金については、市内の既存公共施設とのバランスを考慮しながら、それぞれ各施設の利用規則等により定めることとします。

区分	利用（貸出）	申込み	利用料金	減免有無
文化ホール	ホール・機材・備品	事前に必要	有料	有
市民センター	各室・備品	事前に必要	有料	有
子育て支援施設	保育	事前に必要	有料	有
図書館	図書	—	無料	—
こもれび広場	展示ギャラリー・一部スペース（屋外含む）	事前に必要	有料	有
駐車場・駐輪場	駐車・駐輪スペース	—	無料	—

※料金及び減免の内容は各施設の利用規則によります。

（１）施設利用の基本的な流れ



（２）利用設備概要（主なもの）

①文化ホール

設 備	規模（㎡）	内 容
舞台	481.79	可動式音響反射板、スクリーン、両脇花道、音響・照明設備
観覧席	622.39	全 701 席、車イス席 11 席（一部移動式） 壁面木リブ、フローリング、1 階・2 階入口

楽屋 1・2・3	1… 26.76 2… 26.98 3… 11.56	化粧カウンター、洗面化粧台、シャワー室（楽屋 3）
練習室	26.57	防音設備、ドラムセット、シンセサイザー
その他	—	グランドピアノ、楽器類、大道具庫、舞台倉庫、ピアノ庫

②市民センター

設 備	規模 (㎡)	内 容
講堂	332.88	200 人程度、簡易ステージ、パトン、音響設備、ピアノ庫
会議室 1・2・3	1… 30.80 2… 24.14 3… 28.86	1…18 人程度 2…10 人程度 会議室 1・2 は連結可能 3…12 人程度
市民活動支援室	27.83	12 人
和室 1・2・3	1… 48.64 2… 47.88 3… 41.19	各室 24 畳（連結可能） 机、座布団、茶室セット
研修室 1・2	191.62	各 50 人程度（連結可能）、プロジェクター
調理室	85.63	I H調理台 5 台、電子レンジ、冷蔵庫、調理器具
創作室	72.86	工作台 7 台

③子育て支援施設

設 備	規模 (㎡)	内 容
活動支援室	25.13	12 人程度
昼寝室	18.49	和室、寝具
託児室 1・2	1… 18.49 2… 18.49	コルクシート床材、手洗い台、ベビーラック、 幼児用座卓
プレイルーム 1・2	81.4	室内遊具、フローリング
授乳室	11.25	授乳チェア、おむつ交換台、流し台
その他	—	面談室、シャワー室・トイレ、子育て広場

④図書館

設 備	規模 (㎡)	内 容
一般閲覧室	349.39 166.22	最大約 46,000 冊収蔵可、館内図書検索端末、 インターネット検索端末、自動貸出機、閲覧 コーナー（車いす対応）、貸出・返却カウンター

児童閲覧室	182.85	最大約 18,000 冊収蔵可、館内図書検索端末、お話しコーナー、キッズトイレ
学習室	25.21	12 人程度
閉架書庫	161.74 17.40	約 10 万 7 千冊収蔵、保管資料収蔵
その他	－	朗読室、ボランティアルーム、収蔵庫

⑤こもれび広場（その他共用部）

設 備	規模（㎡）	内 容
多目的スタジオ	33.58	防音設備、放送用機器
喫茶コーナー	71.03	テナント
その他	－	展示ギャラリー、展示ケース、メディアコーナー、案内板、わいわい広場（屋外）

3. 駐車場の利用

利用者が利用する駐車場は、通常の利用時に合わせたスペースを確保していますが、大きなイベント開催時など、より多くの来場が見込まれる場合には、周辺の駐車場との連携により必要なスペースの確保に努める他、施設の出入りなどで、渋滞が予想される場合には、交通整理員の配置の他、進行方向の規制や入場規制など必要な対策を講じながら、安全で円滑な運用を目指します。

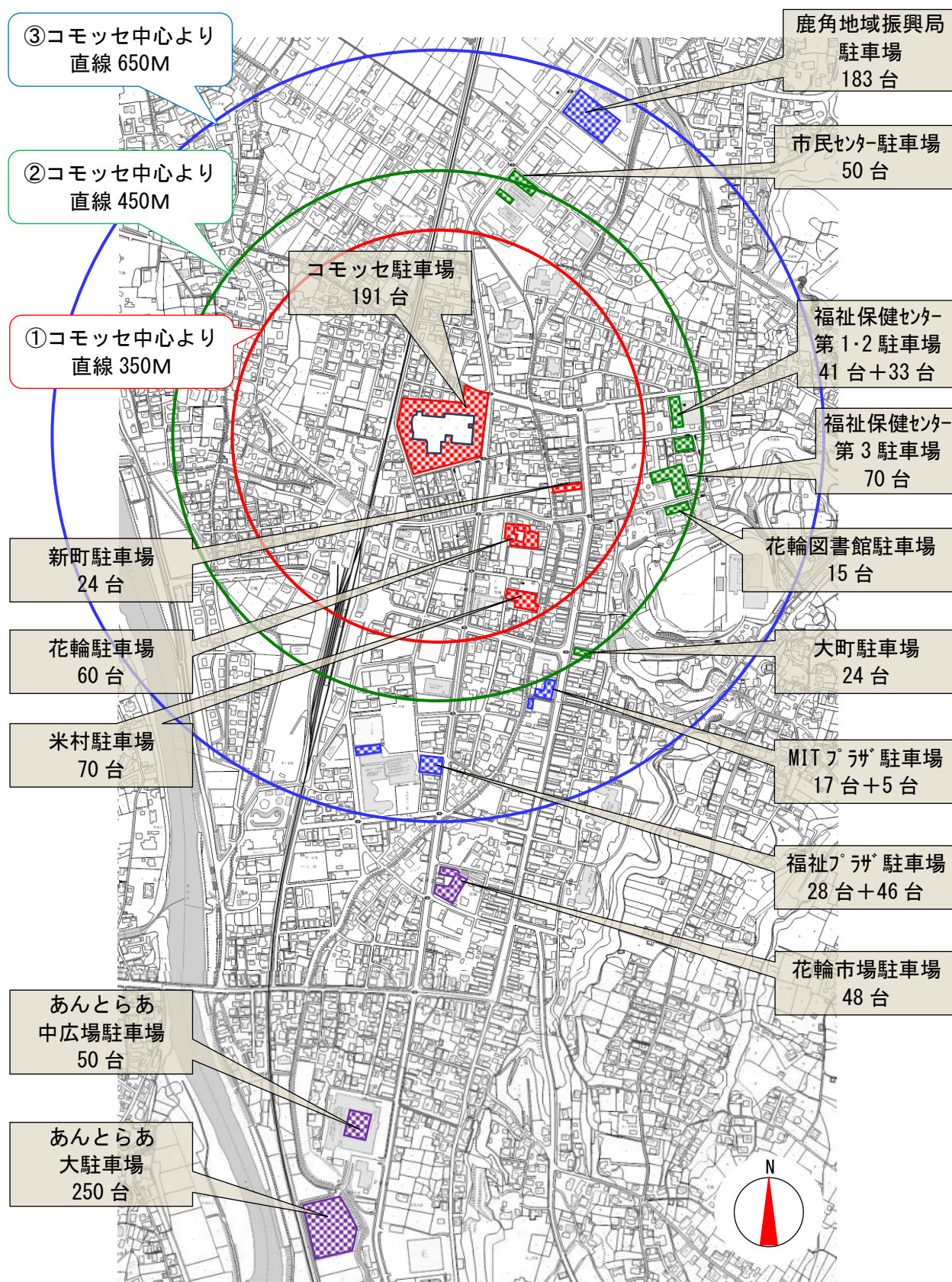
また、公共交通機関の利用も含め、利用者に対する呼びかけや分かり易い案内表示など、事前の調整を図りながら、利用者が利用しやすい環境の確保に努めてまいります。

（１）周辺地域を含めた駐車可能台数

文化の杜交流館 からの直線距離	駐車可能台数 （）内は範囲分
350M以内	345 台（－）
450M以内	578 台（233）
650M以内	857 台（279）
650M超	1,205 台（348）

※ただし、花輪市場駐車場、あんたらあ駐車場分

(2) 周辺駐車場の状況



4. 施設の安全管理

(1) 日常の安全対策

施設の設備の点検や保守、清掃など、適切な施設の維持管理に努めます。また、施設での事故防止のため、館内には安全確認用のカメラを設置する他、巡回警備を行うなど、利用者の安全確保に努めます。

◆主な取り組み

- ①施設の安全確保・安全点検
- ②施設内の警備
- ③防災設備・資機材の整備・設備
- ④防災教育・訓練の実施
- ⑤警察署・消防署との連携

(2) 事業（イベント等）における安全対策

事業開催時には、主催者側との事前の協議を行い、必要な対策を講じるよう指導、協力をお願いするほか、来場者に対して分かり易い案内、誘導等により、安全の確保に努めます。

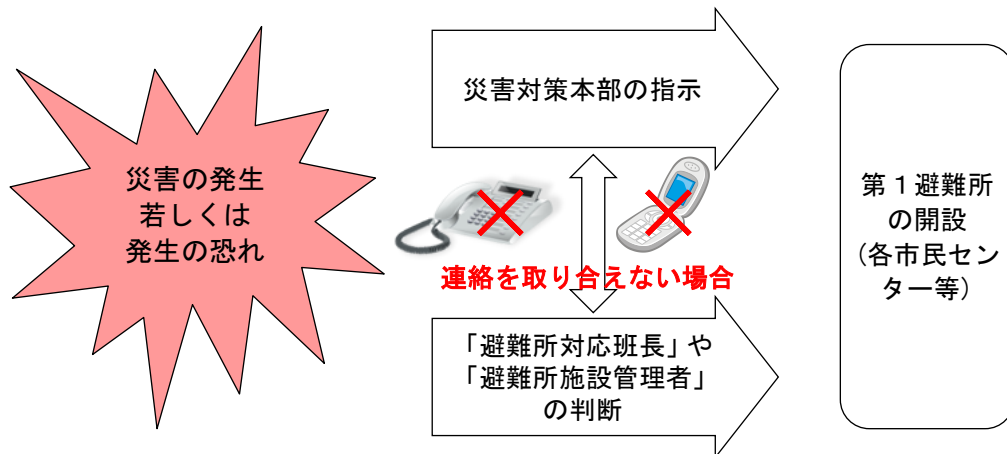
◆主な取り組み

- ① 適切な人員配置
- ② 施設利用者に対する指導
- ③ 来場者に対する案内・誘導

5. 災害時避難所管理（第1避難所）

災害発生時には、市が指定する第1避難所として、避難所の安全を確認した上で、速やかに、かつ安全に配慮して避難所を開設します。

開設にあたっては、市の避難所開設運用マニュアルに従い、第1避難所は、警戒対応などの初動段階から避難所の開設に備えることとします。



（市避難所開設運用マニュアル）

◆主な災害時対応設備

設備名	場 所	備 考
備蓄倉庫 1	1 階 市民センター講堂	毛布、石油ストーブ、タオル、懐中電灯、 灯光器、発電機、簡易トイレ、救急箱、担 架、パーソナルテントなど
備蓄倉庫 2	1 階 北側	
備蓄倉庫 3	2 階 北側	
自家発電	1 階 機械室	72 時間運転
その他	1 階 市民センター調理室	ガス炊飯器、ガスコンロ

VII 広報計画

1. 広報計画の基本的な考え方

多くの市民が集い、親しまれ、誰もが気軽に利用できる施設となるよう、積極的な広報活動を展開します。

施設の利用案内やサービス内容の周知、開催事業のPRなど、多様な媒体を通じてより多くの利用・参加を促すとともに、施設への関心を高めながら、施設への愛着を喚起し、多くの交流が生まれる施設として利用拡大を図ります。

2. 広報の方法

(1) 施設のPR

施設の基本的な情報として、施設案内や利用方法を利用者に分かり易く情報提供します。

- ①パンフレットの作成
- ②案内板の活用

(2) 愛称、ロゴマークの活用

公募により決定した、愛称、ロゴマークを積極的に活用し、施設を表わすイメージの形成を図り、他施設との差別化を図ります。

- ①愛称、ロゴマークの掲出、印刷物等への活用
- ②統一したイメージの形成

(3) 市民参加の促進

事業計画やイベント情報等を、定期的に広く周知することにより事業に対する市民の期待感を醸成し、市民参加の促進を図ります。

- ①情報誌の発行
- ②月間スケジュールの周知
- ③ポスター、チラシの作成

(4) 多様な媒体の活用

より多くの市民の目に触れる機会を創出するとともに、全国に向けて情報を発信します。また、地域に密着した情報発信により、施設を中心としたコミュニティの形成を図ります。

- ①ホームページの開設
- ②市広報への情報掲載
- ③新聞、専門誌等への情報掲載
- ④コミュニティFMラジオとの連携
- ⑤関係機関との協力、連携

VIII 収支計画

1. 収支計画の基本的な考え方

(1) 受益者負担

施設利用にあたっては、受益者負担の考え方を基本として、適切な使用料設定、運用を図ります。

(2) 主催事業

優れた鑑賞事業や市民参加による創作事業、アーティストによる創作事業など、多様な事業を展開して行く上で、費用対効果、長期的成果などを十分に検討しながら実施します。

(3) 適正な人員配置

一定水準の事業を継続的に実施していくために必要な人員や専門的な人材を配置し、横断的に業務を遂行できる柔軟な組織体制を構築します。

(4) 施設の維持管理

施設の保守点検や警備・清掃、光熱水費など建物や設備の維持管理にかかる費用については、中長期的な視点から、修繕等も含めた計画的な運用に努めます。

(5) 事務費

管理運営にかかる費用（消耗品、保険料、通信料など）の適正を確保した運用に努めます。

①一般的な収入項目

項目	内容
使用料	施設使用料、付帯設備使用料
事業収入	事業における入場料や参加費、外部からの助成金など
雑収入	チケット販売委託による収入など
市の予算	直営管理（施設全体、文化ホール）
指定管理料	市民センター、子育て支援施設、図書館

②一般的な支出項目

項目	内容
事業費	主催事業等に係る経費
人件費	施設運営や事業展開のために必要な職員に係る経費
維持管理費	設備メンテナンス、警備、清掃、舞台設備保守点検等に係る経費や光熱水費など
事務費	各種機器のリース代や消耗品費、保険料など施設の管理運営業務に必要な経費

IX 計画の推進体制

1. 推進体制

事業実施主体となる「市（事務局）」「市民センター」「子育て支援施設」「図書館」「市民サポーター組織」がそれぞれの主体事業を推進するとともに、相互の連携・調整を行いながら、取り組みを推進します。

2. 進管理

計画の推進にあたっては、年度毎の事業計画により、事業の効果や問題点、課題を明らかにして評価を行うとともに、その評価を反映した改善を図りながら進めます。

また、効率的かつ効果的な事業が推進されるよう、PDCAサイクル（[計画]→[実行]→[点検評価]→[見直し]）により、進管理を行っていきます。

